障害者差別解消支援	爰地域協議会 第1回
R2.10.9	資料3-1

東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況等

1 年次推移

平成28年4月の「障害者差別解消法」施行後、障害者差別に係る相談等を「東京都障害者権利擁護センター」で受け付けている。

「東京都障害者差別解消条例」に基づき設置した広域支援相談員についても、 同センターに配置し、相談対応業務等を行っている。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度 4~8月(速報値)
相談受付件数	166	118	307	363	97

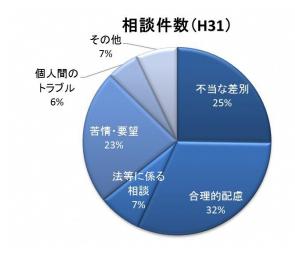
2 平成31年度(令和元年度)の受付状況

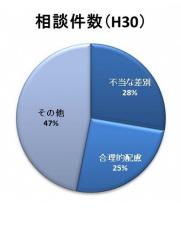
(1) 相談件数

()は平成30年度の数値

				相談内]容			
		不当な差別	合理的配慮	法等に係る 相談	苦情·要望	個人間の トラブル	その他	合計
	件数	92	115	27	84	20	26	364
		(85)	(78)		(14	14)		(307)
	割合	25%	32%	7%	23%	6%	7%	100%

※重複として、1つの事案につき不当な差別的取扱い・その他の相談が1件あった。



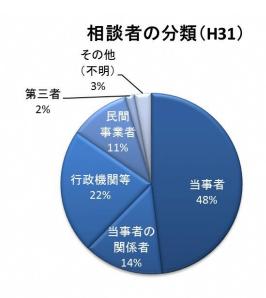


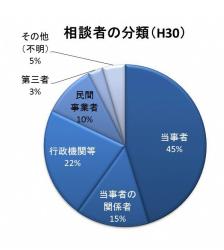
(2) 相談者の分類

()は平成30年度の数値

	当事者	当事者の 関係者	行政機関等	民間事業者	第三者	その他 (不明)	合計
件数	175	52	81	39	6	11	364
	(139)	(45)	(68)	(32)	(9)	(14)	(307)
割合	48%	14%	22%	11%	2%	3%	100%

※重複として、1つの事案につき当事者・行政機関等からの相談が1件あった。





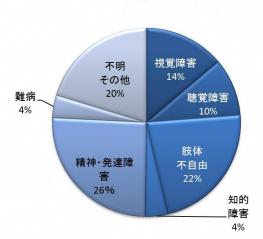
(3) 当事者の障害種別(「当事者の関係者」からの相談を含む。)

()は平成30年度の数値

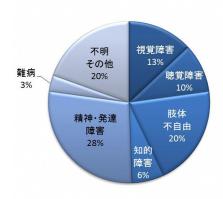
	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害	精神・発達 障害	難病	不明 その他	合計
 件数	32	23	52	9	59	9	47	231
	(24)	(18)	(37)	(12)	(51)	(6)	(36)	(184)
 割合	14%	10%	22%	4%	26%	4%	20%	100%

※重複障害として、視覚障害・聴覚障害、精神障害・肢体不自由、精神障害・肢体 不自由・難病が各1件あった。

当事者の障害種別(H31)



当事者の障害種別(H30)



(4) 当事者の性別(「当事者の関係者」からの相談を含む)

	男性	女性	不明	合計
件数	101	74	52	227
割合	44%	33%	23%	100%



※不明には、性別を確認していないもの、広く障害者一般を対象としたもの等を含む

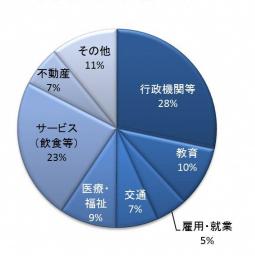
(5) 相談分野の分類

()は平成30年度の数値

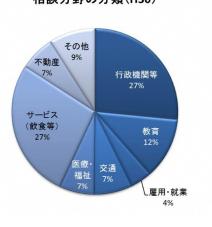
	行政機関等	教育	雇用·就業	交通	医療・福祉	サービス (飲食等)	不動産	その他	合計
件数	104 (82)	36 (37)	19 (13)	25 (23)	34 (21)	85 (84)	24 (21)	40 (28)	367 (309)
割合	28%	10%	5%	7%	9%	23%	7%	11%	100%

- ※その他には、分野不明、私人関係、自身の状況への不安等を含む。
- ※複数の分野について相談があった場合は、それぞれ計上している。

相談分野の分類(H31)



相談分野の分類(H30)

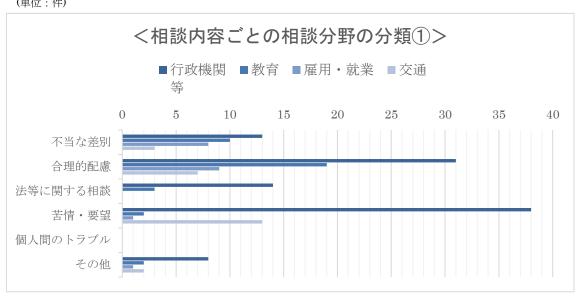


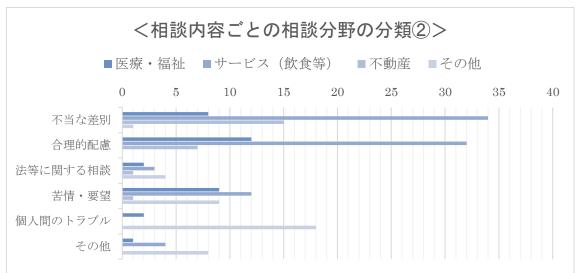
(6) 相談内容ごとの相談分野の分類

(単位:件)

	行政機関 等	教育	雇用•就 業	交通	医療•福 祉	サービス (飲食等)	不動産	その他	計
不当な差別	13	10	8	3	8	34	15	1	92
合理的配慮	31	19	9	7	12	32	7	0	117
法等に関する 相談	14	3	0	0	2	3	1	4	27
苦情·要望	38	2	1	13	9	12	1	9	85
個人間の トラブル	0	0	0	0	2	0	0	18	20
その他	8	2	1	2	1	4	0	8	26
計	104	36	19	25	34	85	24	40	367

(単位:件)



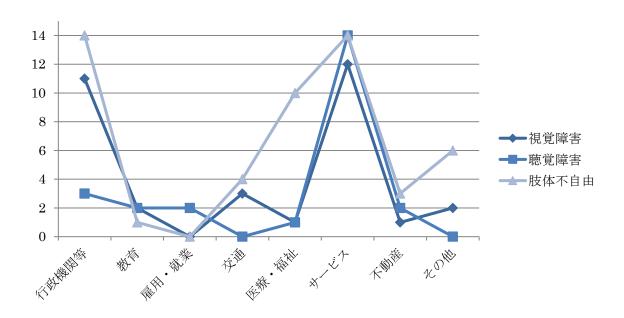


(7) 当事者の障害種別ごとの相談分野の分類(「当事者の関係者」を含む。)

		行政機関 等	教育	雇用·就業	交通	医療•福祉	サービス (飲食等)	不動産	その他	計
-	視覚障害	11	2	0	3	1	12	1	2	32
	聴覚障害	3	2	2	0	1	14	2	0	24
	肢体不自由	14	1	0	4	10	14	3	6	52
	知的障害	1	2	1	0	2	1	1	1	9
	精神• 発達障害	12	8	2	3	7	9	8	10	59
	難病	5	0	0	0	2	1	0	1	9
	不明 その他	13	5	8	4	3	11	0	6	50
	計	59	20	13	14	26	62	15	26	235

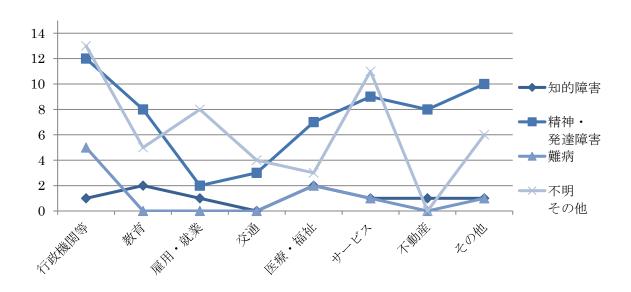
<視覚障害・聴覚障害・肢体不自由>

(単位:件)



<知的障害・精神発達障害・難病・不明その他>

(単位:件)



3 あっせん等の手続きに関する実績

(1)紛争解決の仕組みについて

広域支援相談員が対応しても相談の解決が見込めないときは、紛争の当事者である障害者等は、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんを求めることができ、知事は、必要と認める場合、調整委員会にあっせんを付託する。事業者が正当な理由なくあっせん等に従わない場合には、必要な措置を講じるよう勧告し、さらに、それに従わない場合、知事はその旨を公表できる。

(2) 実績(平成30年10月から令和2年8月まで)

(単位:件)

			終了制	 院況				
	申立 受理	あった	せんの成立		終了 あっせんの 計		審議中	
			(勧告)	(公表)	不成立			
件数	1	1	(0)	(0)	0	1	0	

※「勧告」、「公表」は「あっせんの成立」の内数。